

概要版

第2次徳島市環境基本計画

みんなでつなく豊かな水と緑の環境都市・とくしま



徳島市

徳島市環境基本計画について

環境基本計画とは

徳島市では、人と自然とが共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐために、平成15年4月1日に徳島市環境基本条例を施行しました。

徳島市環境基本計画は、徳島市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となるものです。



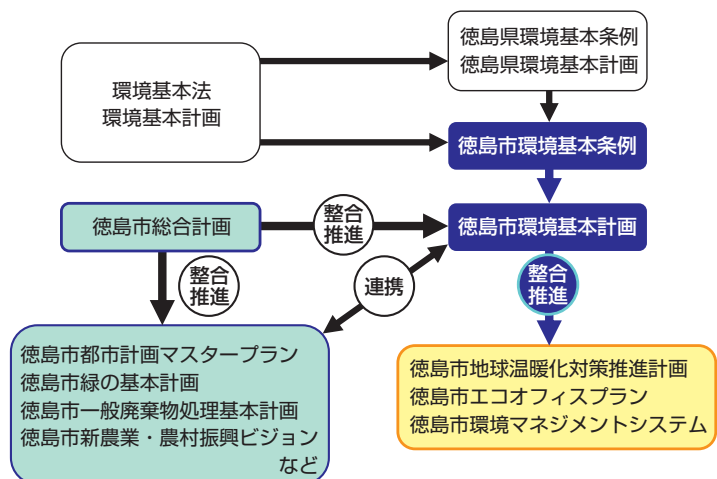
計画策定の背景と趣旨

本市では、良好な環境を私たちの次の世代に引き継ぐために、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があることから、「徳島市環境基本計画」(第1次計画)を平成14年10月に策定し、市民・事業者と連携しながら環境の保全と創造に関する施策を推進してきましたが、地球温暖化対策では国際的に取組みがますます加速するとともに、アスベストなど有害化学物質への対応についても見直しが行われるなど、国において個別分野ごとに政策推進の新たな枠組みが次々と整備されています。

このような中、環境に関する社会動向の急激な変化に加え、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し、市民・事業者とともに共通意識を持って対応を図っていくため、第2次徳島市環境基本計画を策定しました。

計画の位置づけ

- (1) 第4次徳島市総合計画の趣旨・方針のもと、「環境の世紀」としての21世紀をより良い100年とするための環境保全に関する総合的かつ計画的な政策の指針となるものです。
- (2) 徳島市環境基本条例における基本理念を踏まえ、本市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性のある計画とします。
- (3) 市民・事業者・市それぞれの役割を明確にするとともに、市民・事業者の自主的な取組み、三者協働を促進する計画とします。
- (4) 平成18年4月に閣議決定された国の第3次環境基本計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合性に留意します。



◆徳島市環境基本条例の基本理念

- 健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ引き継ぐ
- 人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す
- 地球環境の保全を積極的に推進する

計画の対象

- (1) 対象とする地域は、徳島市全域とします。
- (2) 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例の「施策の策定等に係る指針」に基づき、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

条例の指針	環境範囲	環境の要素
大気、水、土壌等を良好な状態に維持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること。	生活環境	水質、大気、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること。	自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観など
人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること。	快適環境	土地利用、都市環境、緑化など
資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること。	地球環境	地球温暖化、省エネルギー、廃棄物など

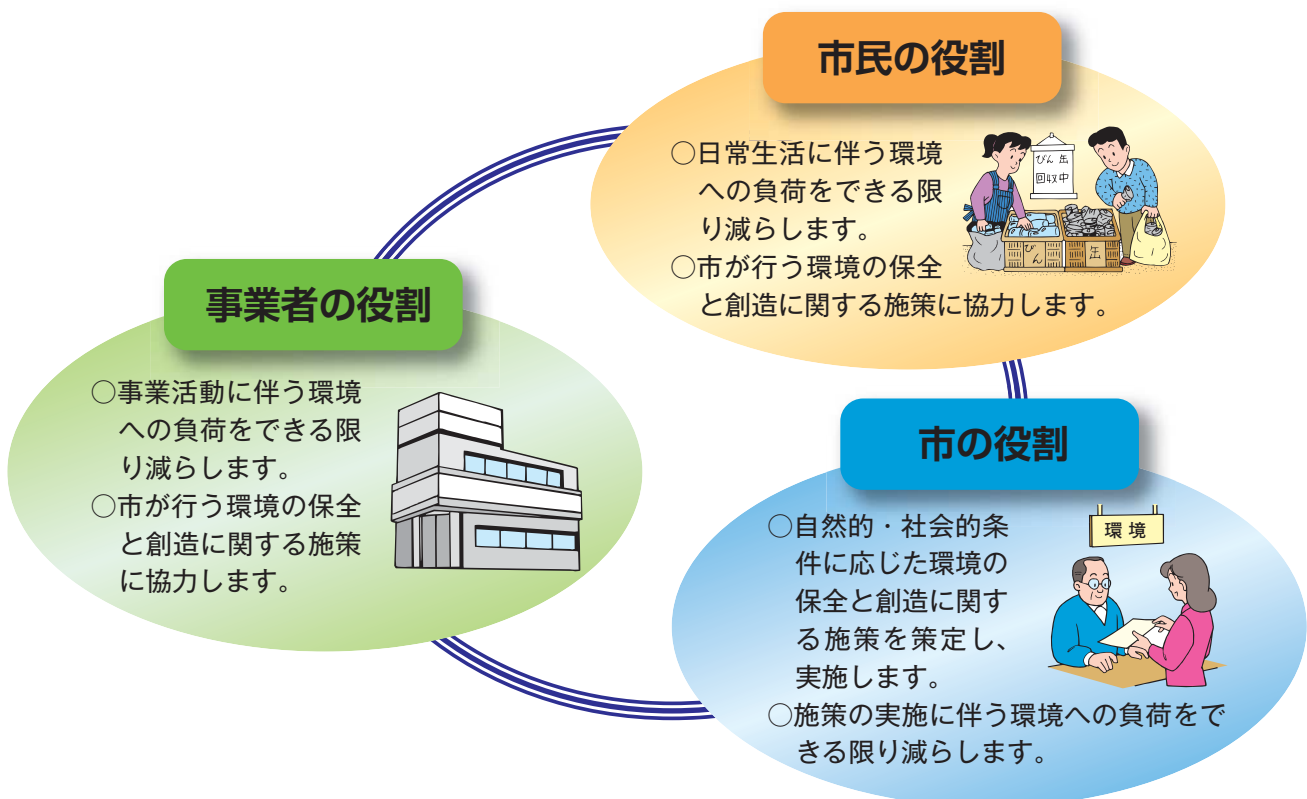
計画の期間

平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間とします。

必要に応じて見直すとともに、地球温暖化対策など長期的な視野が必要となる分野などについては、個別計画の策定などにより取組みを進めます。

計画の主体と役割

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して自主的、積極的に行動、協力して取り組むことが必要となっています。

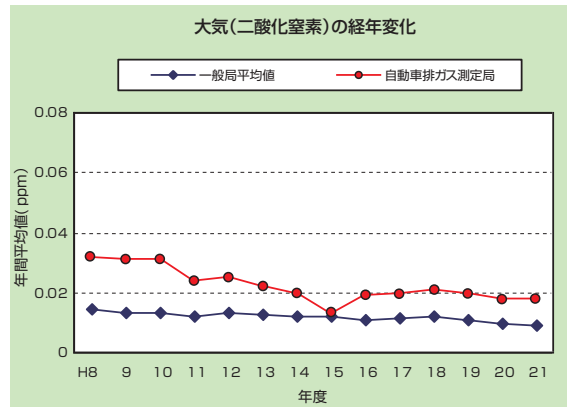
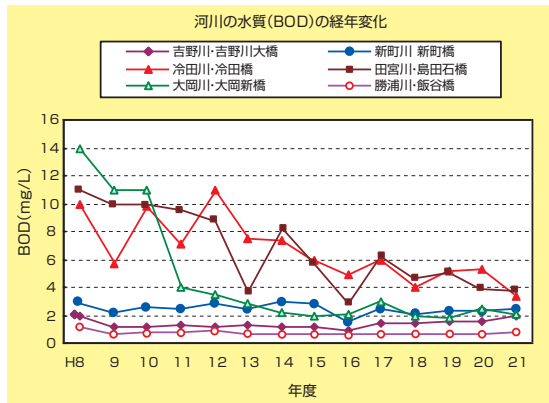


徳島市の環境の現状、特性・課題

生活環境

市域においては大気、水質などについて、良好な状態を維持していることから、今後も継続して監視などに努めるとともに事業者への規制・指導に努める必要があります。

その一方で、発生源が法令による規制対象とならないケースもあることから、モラルやマナーなどの啓発に努めることも必要となっています。また、広域での対策が必要な光化学オキシダントや有害化学物質対策などは、情報収集に努め、市民に発信することが必要です。



自然環境

本市では、眉山、城山、吉野川河口など個性的で貴重な生態系を有しているものの、郊外部においては都市化の進展が進み、田園環境の減少が見られることから、豊かな生態系を育む基盤の保全が必要です。アンケート結果では、希少な野生生物の保護も含め、生物の生息状況に対する市民の関心が低くなっていることから、豊かな自然環境の保全を図るためには、まず市域に生息する動植物の生息・生育状況について市民団体などと連携し、情報を収集するとともに、市民に発信していくことも重要です。



徳島市内での動植物の確認種数 (過去の文献を含む)

区分	確認種数	貴重種	主な貴重種	
植物 ※植栽を含む	172科 1,514種	133種	タコノアシ、オニバス、ハマボウなど	
動物	鳥類	55科 254種	69種	クマタカ、サシバ、カワセミなど
	昆虫類	249科 1,747種	50種	ルイスハンミョウ、オオムラサキなど
	両生類	7科 14種	4種	カスミサンショウウオなど
	爬虫類	8科 17種	8種	イシガメ、ジムグリなど
	哺乳類	12科 25種	1種	キツネ
	魚類	71科 236種	57種	メダカ、ナガレホトケドジョウなど
底生動物	173科 434種	46種	マメタニシ、シオマネキなど	

快適環境

市域での土地利用は、自然的利用が大半を占めていますが、田や畑が年々減少し、宅地が増加していることから、自然との調和を考慮することが欠かせなくなっています。道路交通については、交通渋滞の発生による利便性の低下、自動車排ガスによる大気汚染、交通騒音による周辺環境の悪化のみならず、地球温暖化防止の視点にたった総合的な交通施策について検討する必要があります。

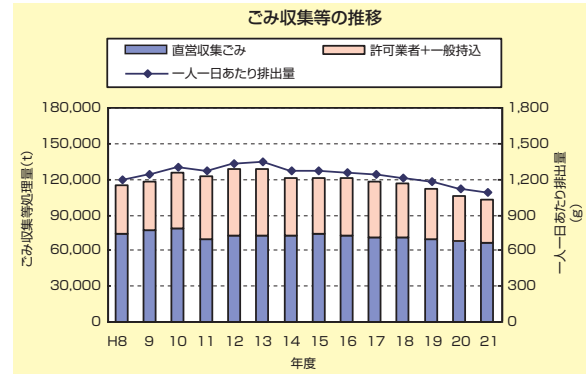
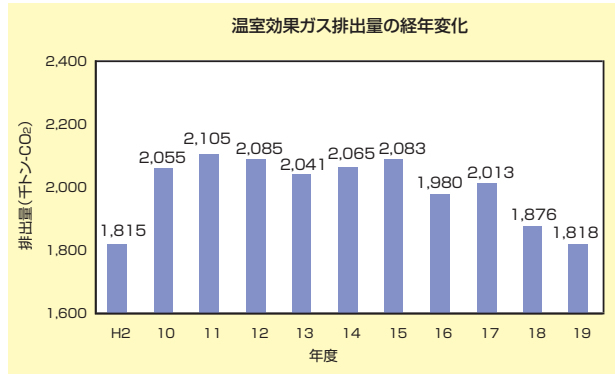
一方、豊かな水と緑を生かしたまちづくりについては、ひょうたん島周辺における水辺整備のように、市民・事業者・行政が一体となって快適な水と緑の空間形成を推進することが必要です。



地球環境

市域で排出された温室効果ガスは平成11年度をピークに減少傾向にあります。京都議定書や徳島市地球温暖化対策推進計画の基準となる平成2年度を下回るまでには至っていません。本市における1世帯あたりの使用電力量は全国平均と比べ1割程度多くなっているなど、温室効果ガスが大幅に増加している家庭部門、業務部門への意識啓発などの取組みが必要となります。

廃棄物関係では、より実効性のある、ごみ減量・リサイクルシステムの検討が必要です。また、太陽光発電システムや低公害車の導入については高い関心が持たれていることから、これらの普及に関する施策を充実させる必要があります。



環境保全活動、市民・事業者意識

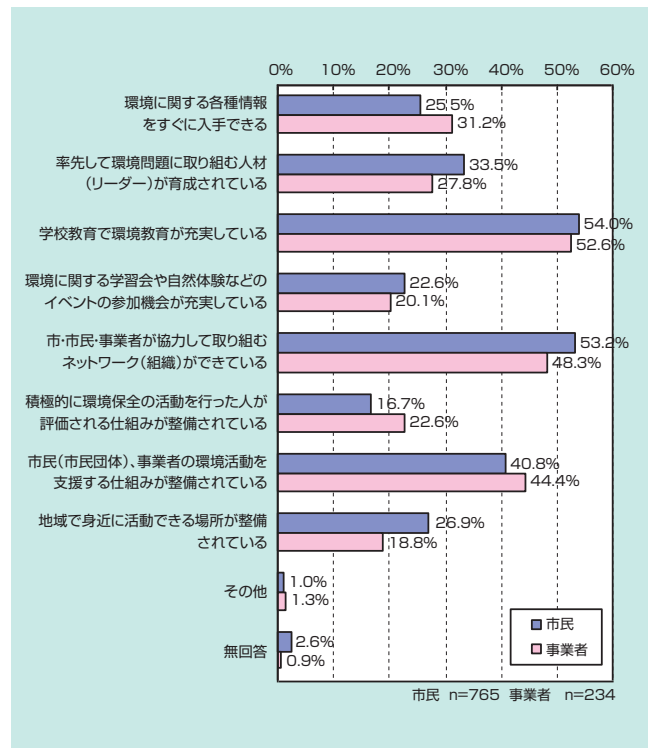
環境に関する市民活動では、活動している市民はまだ一部にとどまっていますが、実行意欲は高いことから、ネットワークづくりや活動支援の仕組みを、より一層整備する必要があります。また事業者の環境マネジメントシステムの導入については、従業員の意識向上、環境負荷やコスト削減効果などメリットが多いことから普及のための啓発や情報提供に重点を置く必要があります。市民、事業者ともアンケート結果では、望ましい環境の実現のために必要なものとして環境教育の充実が挙げられています。



■周辺環境の評価（満足度・重要度）

質問項目	満足度	重要度	質問項目	満足度	重要度
川や水路の水のきれいさ	2.15	3.61	歩道・自転車道の整備状況	1.87	3.43
家庭や事業所からの污水处理の状況	1.88	3.53	交通機関の利便性	1.90	3.34
空気のきれいさ	2.93	3.52	街並みの美しさ	2.18	3.03
いやなにおい(悪臭)の少なさ	2.79	3.36	廃棄物の不法投棄の状況	1.53	3.53
家の周りの静けさ	2.92	3.16	自然災害に対する安全性	1.64	3.43
水(水道、簡易水道など)のおいしさ	2.79	3.54	家庭での省エネルギーへの取組み	2.02	3.18
身近な緑の多さ	2.88	3.24	太陽光発電など新エネルギーの導入	1.26	2.86
水辺や野山の生き物の生息状況	1.95	2.88	家庭からのごみの分別や出し方のマナー	2.39	3.47
水と緑に囲まれた自然景観の保全	2.42	3.20	市民一人ひとりの環境に対する意識	1.62	3.37
水や緑など自然に親しめる場の整備	2.19	3.11	環境教育・環境学習の状況	1.32	2.97
地産地消(地場農産物の消費)の取組み	2.06	3.01	イベントや取組みなど環境情報の入手状況	1.44	2.57
希少な野生生物の保護状況	1.31	2.53	地域の美化などの環境保全活動の状況	1.63	2.82
史跡や文化財の保護	1.77	2.71	(平均値)	2.03	3.18

■徳島市の環境を守り、育てていくために重要なこと



計画の目標と取組みの体系

望ましい環境の将来像

10年後から21世紀半ばを見据え、本市が目指す望ましい環境の将来像とその実現のための目標・取組みは次のとおりです。

みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま

市民、事業者とも、徳島市の将来の環境の姿として最も重視するのは、水質や水辺の保全、緑化の推進などにより「きれいな空気や水に恵まれ、健康で安心して暮らせるまち」を目指すことであり、その実現のためには「環境教育の充実」や「市民・事業者・市のネットワーク」が特に必要であると考えています。

「環境都市」は、徳島市環境基本条例の基本理念に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保」、「人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」、「地球環境の保全を積極的に推進」を表現しています。

この望ましい環境像は、豊かな水と緑で表現される「環境都市・とくしま」を市民・事業者・市の各主体の参加・連携・協力によって実現するとともに、良好な環境を私たちの次の世代に引き継いで(つないで)行くことを意味するものです。

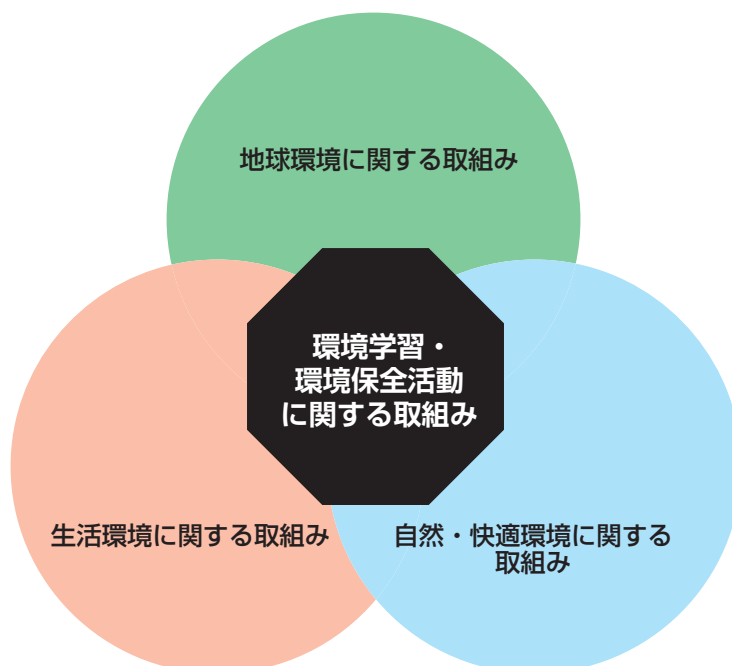
基本目標及び基本施策の展開

計画で対象とする環境の範囲は「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野となっています。

これらの分野は、お互いに深く関わっていますが、地域環境である「生活環境」「自然環境」「快適環境」に対して、それらを支える「地球環境」を保全することが、今後の環境への取組みを進める上で重要です。

しかしながら、それ以上に、様々な環境分野における取組みを促進するためには、環境について「学ぶこと」、「行動すること」が欠かすことのできない事項であることから、第2次計画においては「環境学習・環境保全活動」に関する施策を上位(中心)の重点目標に位置づけるものとします。

望ましい環境の将来像を実現するため、「環境学習・環境保全活動」、「地球環境」「生活環境」「自然・快適環境」の4つの環境分野に応じて基本目標を設定し、施策を展開していきます。



計画の体系

基本目標	基本施策	施 策
環境について学び、みんなで実践するまち 【重点目標】 (環境学習・環境保全活動)	環境学習の推進、人材育成	○学校における環境教育の推進 ○地域における環境学習の推進 ○環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用
	環境保全活動の推進	○活動の支援 ○活動の場の整備・提供 ○環境保全活動のためのネットワークづくり
	環境情報の充実・共有	○環境情報の収集 ○環境情報の提供・発信
資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち (地球環境)	地球温暖化対策	○総合的な温暖化対策 ○省エネ活動の推進 ○市役所の率先行動
	再生可能エネルギーの利用促進	○自然エネルギーの利用促進 ○未利用エネルギーの有効活用
	環境に配慮した交通対策	○交通体系の整備 ○自動車の適正利用
	ごみの減量化、リサイクルの推進	○ごみの発生抑制 ○環境配慮型製品の購入・使用の促進 ○再使用・再生利用の推進 ○適正処理の推進
	地域の清掃・美化	○環境美化運動の推進 ○不法投棄対策
良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち (生活環境)	水環境・土壌環境の保全	○公共用水域及び地下水の水質調査の実施 ○水質汚濁の発生源となる工場・事業場の監視・指導 ○生活排水浄化対策の推進 ○土壌環境対策の推進
	大気環境の保全	○大気汚染の監視 ○大気汚染の発生源となる工場・事業場の監視・指導 ○自動車排ガスの排出を抑制するための取組み ○悪臭の発生源となる工場・事業場の監視・指導
	騒音・振動対策	○騒音・振動の発生源となる工場・事業場及び建設作業の監視・指導 ○環境騒音調査の実施 ○近隣騒音防止の啓発
	有害化学物質対策	○有害化学物質に関する情報の把握・提供 ○有害化学物質による環境汚染の防止 ○事業者の自主的な管理の支援
人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち (自然・快適環境)	身近な自然環境の保全	○生物多様性の確保 ○ビオトープの保全・創出 ○身近な自然とのふれあいの促進
	緑化の推進	○緑化の普及・啓発 ○都市公園の整備
	里地・里山の保全・創造	○森林・農地の保全 ○環境保全型農業の推進 ○地産地消の推進
	環境に配慮したまちづくり	○適正な土地利用の推進 ○自然景観の保全と活用 ○地域の特性に応じたアメニティ空間の創造 ○開発事業に伴う環境影響評価

基本目標 I (重点目標) 環境について学び、みんなで実践するまち

●環境学習・環境教育については、特定の人だけでなく、全ての人が問題意識を共有し、取組みを進めることが重要であることを、より一層啓発するとともに、市民、事業者、市が連携して、環境学習や実際の活動を支援するよう施策を展開します。

	基本施策	定量目標 (例)	現状値 (H21)	目標値 (H32)
	①環境学習の推進、人材育成	環境に関する講座の開催回数	127回	200回
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出前環境教室の開催においては、体験型環境学習などのプログラム・メニューの充実により、市民・事業者の環境学習の取組みや学校における環境教育の取組みを促進します。 ▶ 環境リーダー、市民団体、事業者や大学などの教育機関と連携し、各種講習会や研修会などを通じて、地域の環境保全活動や環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ こどもが環境について学んだことを家庭でも一緒に考えて実践します。 ▶ 環境に関する市民講座や講演会に参加し、環境問題への関心を高めます。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 従業員への環境保全に関する研修制度を充実します。 ▶ 施設見学会の開催、情報提供のほか、環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣するなど環境教育・環境学習を支援します。 		
	②環境保全活動の推進	「環境の保全と向上」に対する市民満足度	2.11 (H20)	3.00
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民環境週間行事などの各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を喚起します。 ▶ 事業者による環境保全活動に対し、より積極的で継続的な取組みが促進されるよう、必要な情報の提供や助言の実施により環境マネジメントシステム導入を支援します。 ▶ 様々な環境分野で活躍・活動している市民や市民団体の交流の場をつくります。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域で行われている美化・緑化などの環境保全活動に積極的に参加します。 ▶ 家庭での環境に関する取組みを定期的に確認します。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ISO14001やエコアクション21など環境マネジメントシステムに取り組み、自主的・主体的に環境保全活動を実施します。 ▶ 環境保全のためのボランティア活動に取り組む従業員を支援します。 ▶ 環境に関する基金や団体への資金援助や寄付に努めます。 		
	③環境情報の充実・共有	環境情報のホームページアクセス数	131,794件	260,000件
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の自然環境などについて、市民参加による調査の実施や市民団体などとの連携により現況の把握に努めます。 ▶ 環境に関する情報を広報紙やインターネット、メールマガジンなどを用いて、分かりやすく利用しやすい形で提供・発信します。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市や市民団体が実施する環境調査などに参加、協力をします。 ▶ 必要な環境情報を取り出し、環境教育・環境学習や環境保全活動に活用します。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業などに伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。 ▶ 環境保全活動の実施状況、取り扱う製品の環境配慮状況(省エネルギーサイクルなど)をホームページや環境報告書などで広く公表します。 		

基本目標Ⅱ 資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち

●環境基本計画に基づく個別課題ごとの実施計画及び地球温暖化対策推進法に定める地域推進計画として策定した徳島市地球温暖化対策推進計画などにより、家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から、交通など運輸部門、廃棄物処理、都市基盤整備など様々な排出源に対して施策を展開します。

	基本施策	定量目標 (例)	現状値 (H21)	目標値 (H32)
	①地球温暖化対策	一世帯あたりの 温室効果ガス排出量	3,016kg (H18)	現状より 365kg削減
【主な取組み】	市	▶地球温暖化対策に地域レベルで貢献するため、徳島市地球温暖化対策推進計画に基づき、市民・事業者・市が一体となって温暖化対策に取り組み、本市における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。		
	市民	▶環境家計簿を利用して、日常生活に伴い排出している温室効果ガスの実態を理解するとともに、削減に向けて省エネ活動に取り組みます。		
	事業者	▶省エネルギー診断などを活用し、不要な動力や熱の使用、過剰な照明などがないか見直しを行い、事業活動の省エネルギー化を図ります。		
	②再生可能エネルギーの利用促進	市域で設置された太陽光発電 システムの件数(累計)	1,073件	8,000件
【主な取組み】	市	▶温室効果ガス削減のために、公共施設に太陽光発電など自然エネルギーの率先導入に努めるとともに、市民や事業者の環境意識啓発に活用します。		
	市民	▶住宅の新築・改築の際には、断熱・通風・採光などに配慮するとともに、太陽光発電や太陽熱利用などの自然エネルギーの採用に努めます。		
	事業者	▶建物を建設・更新する際には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーやヒートポンプ、燃料電池などのエネルギーの高度利用技術の導入に努めます。		
	③環境に配慮した交通対策	クリーンエネルギー自動車の 新規登録の割合	18.2%	50%
【主な取組み】	市	▶ノーカーデーを推進するために、自ら率先して自動車の使用を抑えるとともに、市民や事業者に徒歩や自転車、公共交通機関の利用を呼びかけます。		
	市民	▶マイカー利用を控え、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。		
	事業者	▶駐停車中のアイドリングストップなどエコドライブを従業員に徹底するとともに、配送の合理化を図るなど効率的な物流システムの整備に取り組みます。		
	④ごみの減量化、リサイクルの推進	市民一人あたりの 一日ごみ排出量	1,095g	1,016g
【主な取組み】	市	▶家庭から発生するごみの減量を進めるため、各家庭で簡単にできる減量策を紹介し、市民に実行してもらう「ごみ減量徳島市民大作戦」を推進します。		
	市民	▶買い物の際は、簡易包装の商品をできるだけ選ぶとともに、マイバッグなどを持参してレジ袋の利用を控えます。		
	事業者	▶事業活動に伴う廃棄物の減量を図るために、製造、梱包、輸送、販売の各段階における環境配慮に努めるとともに、品質管理や在庫管理を強化します。		
	⑤地域の清掃・美化	清掃・美化活動参加者数	40,808人	50,000人
【主な取組み】	市	▶環境美化について啓発を実施するとともに、河川、公園、道路、海岸などでボランティア団体などが実施する清掃・美化活動について支援を行います。		
	市民	▶地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。		
	事業者	▶事業所周辺の美化維持に努めるとともに、地域の一員として地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。		

基本目標Ⅲ 良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち

●水や大気が健全な状態で維持されることは人を含め、全ての生き物が生きていく上で不可欠な要素です。徳島市では、吉野川をはじめ河川が多く、水に恵まれた都市であり、現在の水環境や大気環境に対する市民の評価は満足度が高いものとなっていますが、将来世代に対しても、この良好な状態を引き継いでいくための施策を展開します。

	基本施策	定量目標 (例)	現状値 (H21)	目標値 (H32)
	①水環境・土壌環境の保全	生活排水浄化実践重点地域数	0地域	5地域
【主な取り組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質に関する環境基準の達成状況や河川の汚濁状況を把握するため、主要な河川や地下水について定期的な調査を実施します。 ▶ 生活排水の浄化を推進するため、生活排水浄化実践推進員との協働、生活排水浄化実践重点地域の指定などにより、市民との連携を図りながら「家庭でできる浄化対策」の啓発及び取り組みを推進します。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 洗剤の使用量、調理の際のごみ、食用油の処理などに配慮し、生活排水による負荷を減らすように努めます。 ▶ 浄化槽の管理においては、保守点検、清掃、法定点検を適正に実施します。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質汚濁防止に関する法令・条例を遵守するとともに、排水処理の高度化を図るなど、より一層の環境負荷の低減に努めます。 ▶ 農業や化学肥料などの使用削減に努め、過剰な窒素・りんなどの削減を図ります。 		
	②大気環境の保全	大気汚染に係る環境基準の達成状況	1項目基準超過	達成
【主な取り組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大気環境測定局に設置した自動測定機器などにより、工場や自動車からの硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質について24時間連続測定により調査します。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 家庭ごみや庭木の剪定木、落ち葉などは野外での焼却を行いません。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 大気汚染防止に関する法令・条例を遵守するとともに、自主的な削減を進めます。 ▶ 悪臭に関する法令・条例を遵守するとともに、悪臭物質が外部に漏れないよう設備管理を徹底するなど、周辺の環境に配慮します。 		
	③騒音・振動対策	騒音・振動に係る環境基準・要請限度の達成状況	達成	継続達成
【主な取り組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 騒音規制法、振動規制法、徳島県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場及び特定建設作業に対し、騒音・振動防止対策などの指導を実施します。 ▶ 騒音・振動の状況を把握するため、一般環境騒音、道路交通騒音、道路交通振動、航空機騒音の測定を実施します。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ テレビ、楽器などの音は時間帯などを考え、まわりの迷惑にならない大きさにします。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 騒音・振動に関する法令・条例を遵守し、適切な対策を講じるとともに小規模の騒音・振動発生機器についても周辺地域への影響に十分配慮します。 ▶ 工事を行う際は、事前に周辺への説明を行い、低騒音型の工事機械の利用や工事時間帯の制限により、できるだけ騒音や振動を発生させないよう配慮します。 		
	④有害化学物質対策	有害化学物質(ダイオキシン類)に係る環境基準の達成状況	達成	継続達成
【主な取り組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有害化学物質(ダイオキシン類、アスベストなど)に関する最新の情報を国、県、その他研究機関などから入手し、その把握に努めるとともに、これらの情報を市民・事業者に提供するよう努めます。 ▶ 公共施設における有害化学物質(アスベスト、PCBなど)の使用や保管状況について把握を行い、適切な対策を講じます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ダイオキシン類の発生抑制のため、家庭でのごみ焼却を行いません。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に定める化学物質適正管理指針などに基づき、化学物質の自主的な管理の改善を行い、化学物質の排出を抑制します。 ▶ 地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報提供に努めます。 		

基本目標Ⅳ 人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち

- 身近な自然とふれあい、潤いと安らぎのある快適なまちであるために重視されている、水辺や森林の保全、緑化の推進を進めるとともに、自然に対する関心度を高めるため、生物の生息状況など現状について情報を発信するなどの施策を展開します。

	基本施策	定量目標 (例)	現状値 (H21)	目標値 (H32)
	①身近な自然環境の保全	自然へのふれあいに関する 事業への参加者数	1,870人	10,000人
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市域に生息する動植物の状況について、市民参加や地域の専門家、市民団体などとの連携により把握するとともに、情報提供・発信を行います。 ▶ 徳島市の地域別の自然環境の状況などを紹介した徳島市環境資源情報ガイドブックを活用し、身近な自然についての情報提供・発信を進めます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の生態系を理解するため、市や市民団体が実施する生き物調査や自然観察会に参加協力します。 ▶ 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないとともに、外来生物については、持ち込みをしません。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 開発を行う際は、鳥獣保護区や自然公園などの地域指定の規則に従うとともに、自然環境に配慮した工法を採用します。 ▶ 事業所内に緑を増やすなどして、ビオトープの創出に努めます。 		
	②緑化の推進	一人あたりの都市公園面積	12.41m ²	24.04m ²
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑の相談所や植物園を緑化推進の拠点とした緑の情報の提供や緑化フェアなどを通じて緑化意識の普及、啓発活動を推進します。 ▶ 徳島市緑の基本計画や都市景観デザインマニュアルに基づき、公共施設において、積極的に緑化を進めるとともに、道路においても多くの街路樹の植樹を進めます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 近隣公園や街路樹などの緑の保全や整備に協力します。 ▶ 生け垣の設置や庭木の植栽など家の庭や周辺などの緑化に努めます。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業の実施にあたっては、緑地を確保し、身近な環境の緑化に努めます。 ▶ 工場、事業所においては、敷地内での植栽、敷地境界や屋上の緑化に努めます。 		
	③里地・里山の保全・創造	エコファーマー認定者数 (累計)	62人	100人
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑豊かな田園風景を形成する農地について、中山間地域の農地確保や耕作放棄地の復旧活動を支援するなど農業の維持によりその保全を図ります。 ▶ 堆肥の活用や農薬・化学肥料の使用量を削減する技術などの普及啓発をすることにより、持続性の高い農業(エコファーマー)の育成に努めます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民農園や市民菜園、農業体験などを通じて、農地が持っている環境保全機能など農業及び農地の大切さについて、理解を深め、その保全に協力します。 ▶ 地場でつくられた農作物を優先的に消費します。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 動植物の生息・生育環境や保水機能などを持つ農地の保全に寄与するために、自然とふれあえる農業体験の場や機会の提供・支援を行います。 ▶ 農業の減量化や適正利用、農業用資材の適切な管理に努めるなど環境保全型農業に取り組みます。 		
	④環境に配慮したまちづくり	「水辺空間の創出」に に対する市民満足度	2.77(H20)	3.00
【主な取組み】	市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共事業の実施にあたっては、土地利用をはじめ周辺の自然環境に配慮します。 ▶ 新町川・助任川のひょうたん島を拠点として、護岸修景・遊歩道や新たな船着場の整備などを進めるとともに地域資源であるLEDを活用した景観整備を行うなど、水を生かしたまちづくりを進めます。 		
	市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域のまちづくりに積極的に参加します。 		
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建築物・広告物などの配置・形態は、周辺の景観と調和するよう配慮します。 ▶ 環境影響評価に基づき、事業の実施による環境への負荷の回避・低減に努めます。 		

計画の推進のために

計画の推進体制

徳島市環境基本計画の円滑な推進と進行管理及び環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などについては「徳島市環境調整会議」において進めます。

また、徳島市環境基本計画をより一層推進するために、「とくしま市民環境懇談会」の開催により市民・事業者・市の三者による環境保全に関する情報交換や取組みへの積極的な働きかけを行うとともに、提案・意見の提出、取組みが実践できるようネットワークの強化を検討します。

計画の進行管理

●環境基本計画の周知

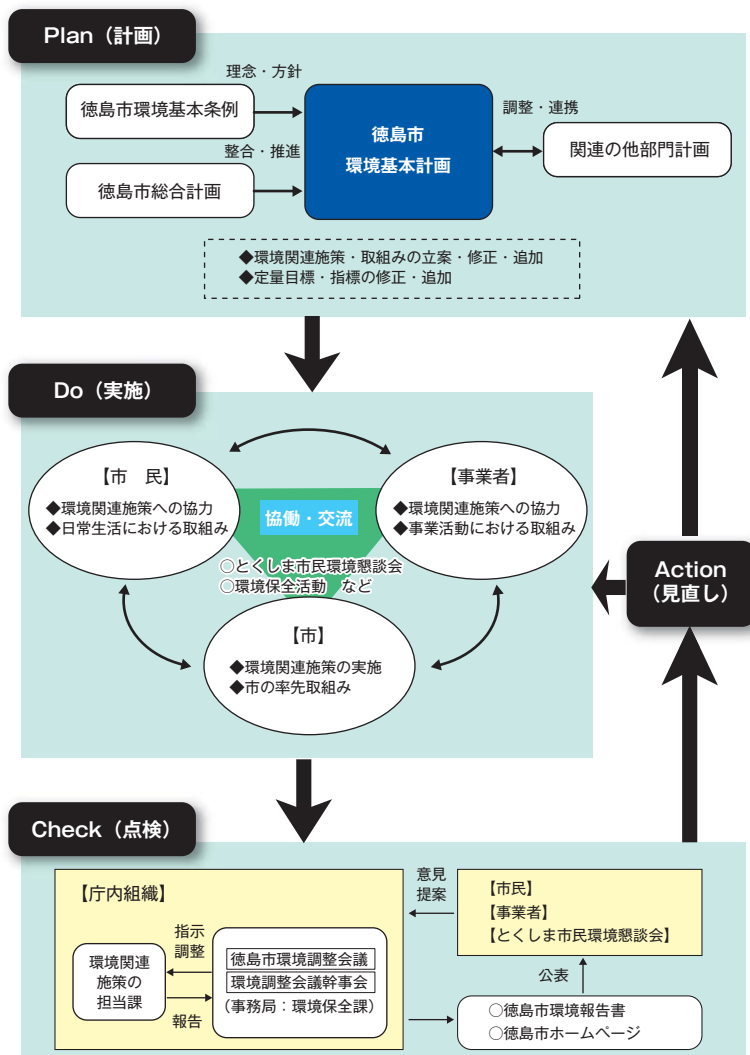
環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して積極的に取組みを推進していくため、様々な機会を通じて、環境基本計画の目的、内容や推進体制などを広報紙やホームページへの掲載、概要版の配布などにより周知します。

●環境マネジメントシステムの運用

計画に基づく施策の実施にあたっては、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を繰り返すPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムの運用により、年度毎の実践目標の設定、実施状況の調査を行い、環境調整会議において点検・評価のうえ改善を図ります。

●環境報告書の作成と公表

環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策の実施状況、点検・評価の結果などについては、年次報告書を作成し、インターネットで全文を公開するほか、取組みの内容、公表したデータ等について市民や事業者の意見を募集します。



徳島市環境基本計画(第2次計画) 概要版

平成22年12月発行

【企画・編集】 徳島市市民環境部環境保全課
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
TEL:088-621-5213 FAX:088-621-5210
ホームページ <http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>
E-mail kankyo_hozen@city.tokushima.lg.jp



- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- (リサイクル適性の表示)この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。
- この印刷物は、植物性インキを使用しています。